令和6年第1回取手市議会定例会議事日程(第6号)

令和6年3月21日(木)午前10時開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	議案第54	1 号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部 免責に関する条例の一部を改正する条例について(再議の 件)
日程第3	議案第 3	3 号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部 を改正する条例について
	議案第 4	1 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 5	5 号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について
	議案第 6	5 号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について
	議案第36	5 号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第 7	7 号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第 8	3 号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 9	9 号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第1() 号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
	議案第11	日号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に ついて
日程第5	議案第12	2 号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第13	3 号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第14	1 号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 について
	議案第15	5 号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
	議案第16	5 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第17	7 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第18	3 号	市道路線の認定について
	議案第19	9 号	市道路線の変更について
	議案第20) 号	市道路線の廃止について

日程第6	議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算(第12号)
日程第7	議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予
		算(第4号)
	議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
		号)
	議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
	* <i>中 体</i> 0 7 7	号)
	議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
日程第8	議案第29号	令和6年度取手市一般会計予算
日程第9	議案第30号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第34号	令和6年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第35号	令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 10	議案第37号	取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第38号	令和6年度取手市一般会計補正予算(第1号)
日程第 12	同意案第 3号	取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	意 見 書 案	政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意
	第 1 号	見書について
H 1H 66	** ^ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	

日程第 15 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任 委員会の中間報告の件

会派名簿

R 6. 3. 6 現在

- 創和会(10名)
 - ◎金澤 克仁

赤羽 直一・佐藤 隆治・岩澤 信・小堤 修

鈴木 三男・海東 一弘・杉山 尊宣・岡口すみえ

長塚 美雪

- ・みらい・維新・国民の会(4名)
 - ◎関川 翔

入江 洋一・山野井 隆・石井めぐみ

- · 公明党 (4名)
 - ◎染谷 和博落合信太郎・久保田真澄・古谷 貴子
- 日本共産党(4名)
 - ◎加増 充子遠山智恵子・佐野 太一・本田 和成

【無会派議員】

細谷 典男

根岸裕美子



取監発第57号 令和6年3月18日

取手市議会議長 岩澤 信殿

取手市監査委員 同

石 橋 大 金 澤 克



地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見について

令和6年3月18日付け取議発第140号及び同日付け取議発第141号で意見を求められた、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正については、いずれも地方自治法及び同法施行令の条項の移動に伴うものであり、適当なものと認めます。

今後の同条例の改廃に際しては、議決に当たっての監査委員への意見聴取の手続に 遺漏のないよう、強く要請します。 取手市議会議長 岩 澤 信 殿

総務文教常任委員会 委員長 鈴 木 三 男

委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。なお、議案第3号については、3月7日に審査を行いましたが、地方自治法第243条の2第2項の規定による監査委員からの意見書を踏まえ、3月19日に再審査を行いました。

事件の番号	件名	議	決0)結:	果
議案第 3号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一 部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第 4号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第 5号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例について	原	案	可	決
議案第 6号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算(第12号)(所管事項)	原	案	可	決
議案第35号	令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算	原	案	可	決
議案第36号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決

取手市議会議長 岩澤 信殿

福祉厚生常任委員会 委員長 久保田 真 澄

委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条 の規定により報告します。

事件の番号	件名	議	決の)結:	果
議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第8号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例につい て	原	案	可	決
議案第9号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	原	案	可	決
議案第10号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第11号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例について	原	案	可	決
議案第12号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて	原	案	可	決
議案第13号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ いて	原	案	可	決

議案第14号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する 条例について	原	案	可	決
議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算(第12号)(所管 事項)	原	案	可	決
議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	原	案	可	決
議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)	原	案	可	決
議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原	案	可	決
議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原	案	可	決
議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原	案	可	決
議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算	原	案	可	決

取手市議会議長 岩 澤 信 殿

建設経済常任委員会 委員長 海 東 一 弘

委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条 の規定により報告します。

事件の番号	件名	議	決の)結;	果
議案第15号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第16号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第17号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原	案	可	決
議案第18号	市道路線の認定について	原	案	可	決
議案第19号	市道路線の変更について	原	案	可	決
議案第20号	市道路線の廃止について	原	案	可	決
議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算(第12号) (所管事項)	原	案	可	決
議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補 正予算(第4号)	原	案	可	決
議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原	案	可	決
議案第30号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予 算	原	案	可	決
議案第34号	令和6年度取手市競輪事業特別会計予算	原	案	可	決

取手市議会議長 岩澤 信殿

一般会計予算・決算審査特別委員会 委員長 佐 藤 隆 治

委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条 の規定により報告します。

事件の番号		件名	議決の結果
議案第	第29号	令和6年度取手市一般会計予算	原案可決

意見書案第1号

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月21日

取手市議会議長

岩澤 信殿

提出者 取手市議会議員 本田和成

" 染谷和博

ル 根 岸 裕美子

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書(案)

自由民主党の派閥が、政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘されています。

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支を公開し、公明・公正な政治活動の確保、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、国民に対し政治資金の収支の状況を明らかにすることを本旨としています。今般の件は、同法に抵触する疑いがあり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為です。

こうした国民の疑惑を解消するため、2月29日及び3月1日に衆議院政治倫理審査会が開かれましたが、いずれの議員も「会計処理に関与していない。全て事務方に任せていた」と答え、自身の政治団体の不記載も秘書らに任せており「認識していなかった」などの答弁を繰り返し、政治資金パーティーの収入の一部が議員個人に還流するようになった経緯も含めて明らかにならず、疑惑解明には全くつながっていません。

以上のことから、国会において、高まる国民の政治不信を払拭するため、今回の疑惑の全容が徹 底解明されるよう、下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 1 疑惑のある議員全員の参考人招致、更に証人喚問を行うこと。
- 2 秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権(選挙権 や被選挙権)を停止する政治資金規正法の改正案を今国会で成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

岩澤 信殿

議会運営委員会 委員長 赤羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のと おり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和5年度第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 令和6年3月19日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和5年11月11日 市民との意見交換会(要望・意見)

項目	要望・意見	回答
1	通年議会としては	検討の結果、取手市議会定例会の回数を定める条例に 規定された年4回として、引き続き取り組んでまいり ます。
2	モニター制度の導入	今後の検討課題とさせていただきます。
3	陳情も請願と同じように委員会などで議論しては	現在、陳情が提出された場合には議員全員に周知し、 趣旨に賛同する議員が紹介議員となり、陳情から請願 へと変更することが可能となっています。陳情と請願 の取扱いにつきましては、引き続きこれまでの制度を 継承してまいります。

岩 澤 信 殿

総務文教常任委員会 委員長 鈴 木 三 男

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のと おり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和5年度第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年3月7日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和5年11月11日 市民との意見交換会(要望・意見)

項目	要望・意見	現状(回答)
7.6	多目的に安価で使用できる、市営コミュニテ	少子高齢化の進行や人口減少に伴い、人口構成が大きく変化する中で、既存の公共施設をどのよう
	ィセンターのような施設等の設置を進めて	に維持・管理していくのか、またどのような機能が求められているのかは常に検討していく必要が
1	ほしい。	あると考えます。今後益々厳しさを増すと予想されている財政状況に鑑み、公共施設マネジメント
		の観点から、既存施設の活用や新規施設の必要性、活用度を適切に判断し、検討していく方針であ
		ることを確認しました。
	選挙公報について、公共施設等へ大きく掲	いただいた御意見について、選挙管理委員会に次のとおりの状況であることを確認しました。
	示、公用車を利用しての広報活動を実施する	選挙公報については、国や県の選挙に関しては県が一括で製作し各自治体に配送された後、すみ
	と候補者が分かりやすく投票率向上につな	やかに配布作業を行っています。市の選挙に関しては、告示日の午後5時に立候補者の確定後、選
	がるのではないか。	学公報の掲載順が決定された後、委託業者が印刷を開始し、選挙公報が納品されます。製作には 一
	また、公共施設や病院、ショッピングセンタ	定の日数が必要であり、納品後の新聞折込や配置作業を現在の条件下で最短で実施している状況で
	ーのような人が多く往来する所に投票所を	す。公共施設等への拡大等掲示の案ですが、その時点では手元で公報原本が閲覧でき、拡大版の制
	設置することも投票率向上の方策ではない	作、配置に時間を要することから、実施するには精査が必要と考えます。また公用車2台で音声に
	か。(期日前投票所の設置場所増加を)	よる広報啓発は実施しております。なお、市内342か所のポスター掲示場を設置しておりますが、
		新たに盤面の啓発部分に選挙用二次元コードを配置し選挙公報にアクセスしやすくするなど工夫
		を重ねながら啓発を図る検討をしています。
		・現在期日前投票所を3か所(取手市役所・藤代庁舎・リボンとりで)設置しておりますが、その
2		うちの取手駅西口前のリボンとりでが、投票者数も多い傾向にあり、駅にも近く商業施設内で利便
		性も高く往来者も多いと考えられ、人の往来が多い場所への期日前投票所設置は有効であると考え
		ています。しかしながら公共施設や病院、ショッピングセンター等へ、新たに期日前投票所を設置
		する場合、一定期間を安定的に借用・占有できる施設の確保、駐車場や投票所の十分なスペースの
		確保、バリアフリー化の状況など、施設の課題に加え、増設に伴う人員の確保や、投票所の通信ネ
		ットワーク構築等で発生するコスト面など、解決しなければならない課題もあり、現在の市内公共
		施設に加え、民間施設を考慮しても、期日前投票所を設置することは難しいと考えています。
		・最後になりますが、市内54箇所の投票所を設けておりますが、病院等は投票所としてはその施
		設の特性を考慮すると検討外と考えます。しかし、市役所庁舎、藤代庁舎をはじめとした公共施設、
		公共施設が入る建物であるリボンとりでのようなショッピングセンター、公民館を含めた公共施設
		等20箇所、地域の皆さんが集まる集会所等34箇所を借用し設置しており、概ねご意見の範囲対
		象施設を網羅できていると考えています。

	高齢者がスマホを活用できていない現状が	令和3年度より高齢者を対象としたスマホ教室を開催し、令和3年度は44名、令和4年度は91
	ある。スマホよろず相談所などの取り組みは	名の方が受講しました。また、令和5年度は2月までに約240名の方が受講される予定とのこと
3	あるがまだまだ市民に浸透していない。デジ	です。なお、今年度は初めての試みとして、10月の福祉まつりにおきまして、デジタル化推進室
3	タル活用支援員の増員や、気軽に相談ができ	職員によるスマホよろず相談のブースを設け、13件の相談を受け付けており、今後も市内のイベ
	る拠点を増やしてほしい。	ントなどで開催し、ちょっとした困りごとを抱えている方の相談窓口を少しずつ増やしていきたい
		と考えていることを確認しました。
	職員の職場環境改善について、作業効率向上	令和5年11月より内部事務において電子決裁の運用を開始し、これまで紙に印刷して確認してい
	のためにもっと大きなディスプレイ等を導	た文書をディスプレイ上で確認する機会が大幅に増え、そのため、一部の職員に補助用の大きめの
4	入し、作業の効率化、共有ができるような職	ディスプレイを試験導入し、効果について検証しているところとのことです。今後、利用状況に応
	場を目指していただきたい。	じて補助用ディスプレイ等を導入し、より業務が進めやすい職場作りを目指していることを確認し
		ました。
	議会だけでなく、行政も働いている人や若い	令和5年11月から、各種証明書発行手数料などの支払いに、キャッシュレス決済も利用すること
5	人のため電子化していってほしい。	ができるようになりました。また、スマートフォンなどで転入届など引っ越しに関する届出手続を、
Э		「書かない窓口」への第一歩として開始しております。今後も引き続き、「書かない窓口」「行かな
		い窓口」の充実に向けて取り組んでいく方針を確認しました。
	子どもの3番目から色々なものを無償化す	子育ての支援を充実させることや子どもが多い世帯への配慮を考えていくことは少子化対策を行
6	るなど取手市のカラ―を出してほしい。	っていく上で必要不可欠なことであると考えます。
Ю		厳しい財政状況の中ではありますが、限られた財源を最大限に生かし、取手市で子育てをしたいと
		思ってもらえる施策・事業を展開できるよう、調査研究を進めていくことを確認しました。
	転入者の前住んでいた市と取手市を比較し	市には様々な事務事業がありますが、近隣自治体や規模が近い自治体、また先進事例等を調査・研
7	てもらい、取手市に足りない所を把握するこ	究し、事務事業に生かしております。今後も他自治体の動向も調べつつ、選択と集中の視点を持っ
	と。	て行政運営を進めていく方針を確認しました。
	政策提言については世田谷区の官民連携(せ	委員会において、執行機関に確認したところ、少子高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況の中に
	たがやCo-Lab)を参考にしてはどうか。	あって、持続可能な地域社会を構築するためには、行政のみの力ではなく、民間企業やNPO、学
		校や市民など、多様なステークホルダーとの連携が肝要であると考えており、これまでも各部各課
8		において、様々な企業等との協働により、民間企業の知見とネットワークを生かした事業を展開し
		てきたとのことでした。ご提案いただきました、世田谷区の官民連携専用窓口の取組なども参考と
		させていただきながら、引き続き官民連携手法の積極的な導入を検討していく方針を確認しまし
		た。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	なませんまましょうなし、	リセセンセクロウロング、2007年117年117日 マルン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
	移動投票所を検討してほしい。	いただいた御意見について、選挙管理委員会に次のとおりの状況であることを確認しました。
		• 移動投票所については、県内自治体でも実施例があり、検討した経緯があります。自治体の導入
		理由や実施形態は様々でありますが、期日前の移動投票所の設置には、投票システムを屋外におい
9		て安定的に通信接続できる環境整備の必要性や、実施形態によっては、バスの借り上げなどの費用
9		や職員の配置等の課題整理が必要となります。
		・実施自治体の実績ですが、概ね一日当たり数十人から百数十人の投票数のようで、投票率向上に
		直結するような効果ではない状況にあり、実施に当たっては、場所等を含め、具体的な実現可否を
		含めて総合的な検討が必要であり、現時点では実施導入に至っておりません。
	高齢者の話し相手にもなるチャットGPT	コミュニケーションロボットの活用により、高齢者の孤独感やストレスの軽減、コミュニケーショ
10	(対話型)の活用	ン機会の創出などは理解しております。現在は必要な方と民間事業者間での購入やリースでご利用
10		されていると認識しております。市としての導入は、他自治体の取り組みなどを注視していく方針
		であることを確認しました。
	防災をもっと取り組んでほしい。	災害の被害を軽減するいわゆる「防災」については、自助・共助・公助の円滑な連携が重要といわ
		れています。行政が行う公助としましては、避難情報の発信や避難所の開設などのほか、自助や共
		助の大切さの周知啓発も重要な役割として認識しております。周知啓発の一環として昨年令和4年
11		には「取手市総合防災マップ」の作成及び全戸配布を行いました。また、総合防災マップを使った
		出前講座等についても安全安心対策課で随時承っております。引き続き、自助・共助でできること
		の協力のお願いと、公助でしかできないことの取り組みを進めていく方針であることを確認しまし
		た。
	選挙公報を携帯電話でみれることを年配の	選挙公報は、新聞折込等での配布や市内各施設(72か所)へ配置をしていますが、それに先立ち、
	方々は知らない人が多い。講習など考えてみ	デジタルデータをホームページ上に掲載し、スマートフォンなどで閲覧できるように対応していま
10	ては。	す。引き続き、LINE、メルマガ、広報とりで臨時号などを通じて、分かりやすい案内に心がけ、
12		閲覧者を増やす取り組みをしていることを確認しました。
		また、講習会の開催については、市が開催するシニアスマホ体験教室を通じて、スマートフォンの
		操作を案内していく方針であることを確認しました。

	市民中心の地域会議などの開催の提案	市内では、地域課題の解決等を主な目的として「地域支え合いづくり推進協議会」が立ち上げられ、
	(地域支え合いづくり推進協議会とは違う、	地域の様々な主体の代表の方が課題解決に向けての仕組みづくりについて話し合いを行っており、
	会議体・協議体を作ってほしい)	市としてもこの取り組みを支援しております。
10		また、高齢者を含む多様な市民の方々の地域課題解決に取り組むため、既存の協議会等の活用を含
13		め検討していく方針であることを確認しました。
		引き続き、こういった地域支え合いづくり推進協議会の活動の支援などを通じて、
		市民の皆様と市との協働を推進するとともに、市民の皆様の主体的な活動による多様な地域課題の
		解決を支援していく方針を確認しました。
	市ホームページで国の各種補助事業等を見	現在、市の公式ホームページでは、補助金等の情報をまとめた「補助金・助成金・給付金」という
	ようとしても見つからず、リンクして分かり	ページを作成し、「個人向け」「団体向け」や「すまい」「くらし」など、補助の対象や内容ごとに
	やすいようにしてほしい。	項目を分けながら、それぞれの補助金について、個別ページへのリンクをまとめております。
14		国の各種補助事業等へのリンクとのことですが、執行機関に確認したところ、各省庁ごとに補助の
		対象や範囲が異なり、また、補助の種類についても膨大であるのが現状とのことです。
		今後は、他自治体のホームページも調査して参考にし、よいものを取り入れながら、より情報を得
		やすく分かりやすいホームページづくりに取り組む方針を確認しました。

岩 澤 信 殿

福祉厚生常任委員会 委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のと おり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和5年度第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年3月8日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和5年度第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状(回答)
	3人の子育てをする中で、様々な行事等でほかの子供を誰かに	保育所等に入所している児童であれば、保育所に預けることは可能です。料
	預けたいと思っても難しいときがあり、負担の少ない方法で子	金については保育料に含まれます。3歳以上であれば無償化の対象です。
	供を預けられる施設等を検討してほしい。	保育所等に入所していない児童で、満1歳からであれば一時保育が利用可能
		です(一部の園については6か月から)。料金は3歳未満児が1時間300~
1		400円程度、3歳以上児の場合は1時間150~200円程度で、給食費別
1		途となります。
		生後6か月から小学校6年生までの児童であれば、ファミリーサポートセン
		ターが利用可能です。入会金は1,200円、サポート料金が1時間700円
		です(行事など土日等である場合は 1 時間 800 円)。申請により助成金 1
		時間 200 円が還付されます。議会として調査研究してまいります。
	障がい者、移動困難者の移送手段について、現状働いている有	市内の4団体が、要支援・介護の高齢者や障がい者に向け実施している福祉
	償ボランティアの方々の高齢化や担い手不足の問題で今後が不	有償運送、通称「移送サービス」は、運転者講習を受けた有償ボランティア
	安。また、福祉輸送なので対象外になる人がいるがその方々も	のドライバーにより支えられています。現在、各団体のボランティアの高年
	困っている。市からの支援、協力をいただけないか。	齢化が進んでおり、事業の継続には、新たな担い手の確保が必要です。取手
2		市では各団体の活動を定期的に「広報とりで」に掲載するとともに、運転者
		講習が開催される際にも、「広報とりで」で広く周知していることを確認し
		ました。引き続き、福祉有償軍送の団体、また利用者に対し、支援を行って
		いくとともに、市民の移動手段については、公共交通担当部署とも連携し、
		取り組んでいくことを執行機関に確認しました。
	子育て世代を呼び込むには分かりやすいアピールが必要、もっ	小児マル福(県と共同事業)及び「ぬくもり医療」(取手市単独事業)にお
3	とイメージアップにつながる子どもの医療費ゼロのような施策	いて、18歳までの医療費の助成を実施しており、いずれの制度も自己負担
	を検討してはどうか。	を設けていますが、無料化するには市独自で新たな財源を必要とすることか
		ら、医療費の無料化(ゼロ)については県下統一された制度で取り組むのが
		望ましいと考えます。議会としても、努力してまいります。

項目	要望・意見	現状(回答)
	取手市は医療介護が充実していることをプロモーションすべ	市内の医療体制の確保及び各種事業の実施においては、公益社団法人取手市
	き。	医師会と連携し、先生方には各種医療で多大なご支援をいただいておりま
		ਰ 。
		特にJAとりで総合医療センターと取手北相馬保健医療センター医師会病院
		は、地域の医療機関の医師により詳細検査や専門的医療が必要と判断された
		患者に対して、適切な医療を提供することを目的とした病院として「地域医
		療支援病院」の県指定を受けています。またこの2つの医療機関は、高度・
		先進医療の提供という役割とともに、災害医療、小児医療、感染症医療など
4		における重要な役割を担っていただいており、コロナ禍においては、多大な
$\frac{4}{}$		ご支援をいただいておりました。
		今後も高齢化が急速に進む中では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2
		025年に向けてさらなる在宅医療と介護のニーズが増えていくことが予想
		されます。そのような中で現在市内には在宅医療を担う在宅療養支援診療所
		が8箇所、在宅療養支援病院が3箇所の合計11箇所存在しており、ある程
		度充実しております。
		引き続き取手市の医療介護体制を拡充しながら、どのようにPRすべきかに
		ついては、医療や介護の資源を勘案しつつ、関連部署及び医師会と相談
		しながら検討していく旨を執行機関に確認しました。
	かたらいの郷で靴の盗難が続いており、モニターにも写ってい	指定管理者によりますと、靴の取り違えについては、2~3か月に一度ほど
	ないので靴箱にカギを付けてほしい。また、「盗難注意」の張り	発生しているとのことです。かたらいの郷では、施設内の各所に履き物や所
5	紙を。	持品の取違い防止のために、注意喚起の掲示をしております。また、ご自身
		での靴袋のご準備・お手元での管理もお勧めしております。現在のところ、
		ボックス型・鍵付きの靴箱の設置の予定はないとのことです。議会としても
		推移を見守ってまいります。

項目	要望・意見	現状(回答)
6	「湯楽の里」の閉店ということもあり、労働者の利用を考える	かたらいの郷については、「取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する
	と、かたらいの郷の開館時間の延長を。	条例」において、その利用時間を定めており、午前9時から午後5時まで
		(7から9月の夏期は午前9時から午後7時まで、入浴は通年午前10時か
		ら)となります。昨今の物価高、特に燃料費の高騰は、入浴施設の経営に影
		響を受けており、近隣市では、運営する入浴施設について、今後の施設のあ
		り方と事業運営について見直しを行うため休止(休館)するとのことです。
		かたらいの郷についても、現行の利用時間の中で、ご利用者の声を聞きなが
		ら、継続的に運営していく旨を執行機関に確認しました。

岩澤 信殿

建設経済常任委員会 委員長 海 東 一 弘

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のと おり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和5年度第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年3月12日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和5年度第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状(回答)
1	無農薬野菜の援助を促進してほしい。(人の命を大切にする行政であってほしい。)	農薬、化学肥料については、農林水産省で農産物の安定生産を確保すると同時に、生産者や消費者の健康に与える影響を科学的データに基づいて検討し、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬だけを農薬取締法に基づいて登録しています。 農業生産者が農産物を安定的に供給するためには、病気や害虫などによる被害を防ぎ、生産量を確保しなければなりません。我が国は温暖で湿潤な気候であり、病気や害虫による農作物被害が発生しやすいため、必要な範囲で適正な農薬等を使用できるようにしておく必要があります。 取手市では、認定農業者等支援事業補助金の1つのメニューとして環境にやさしい農業を支援する目的から、慣行栽培の50パーセント以上の減農薬、減化学肥料に取り組む特別栽培農産物認定生産者やエコ農業に取り組むエコファーマー認定者に対しましては、栽培面積に応じて補助金を交付しております。 今後もこのような環境にやさし、農業を推進していく方針であることを確認しました。
2	ごみ捨ての問題として、段ボール・プラの回収日を増やしてほしい。	昨今の働き方改革、委託業者の負担軽減のため令和2年度から月二回実施していた土曜日の古紙・古着収集を廃止し、水曜日に古紙・古着とプラ容器の収集を隔週で実施しております。 その結果、プラ容器の収集量は毎週収集時より減少したものの、リサイクル率は変更前より向上しました。このリサイクル率の向上は、プラ容器の収集が隔週になったことにより、リサイクルできるされいなプラ容器とリサイクルできない汚れたプラ容器の分別意識が向上したことによるものと考えています。段ボール・プラ容器の回収日を増やすためには、月曜日から金曜日までの限られた回収期間内で他のごみ収集の頻度や曜日を調整する必要があります。また、委託業者の人員確保・収集車の手配なども協議しなければなりません。しかしながら、プラ容器の収集回数について、収集回数を増やしてほしいとのご要望を少なからずいただいておりますので、一層のごみ分別の周知啓発に努めるとともに、リサイクル率などに注視していく方針であることを確認しました。

	ごみ回収問題(参照:大阪では、家の前で	取手市内は、住宅密集地や農村地帯が混在しており、一部狭い道路や急斜面の道路など収集車が通行でき
3	ごみを行政で回収する。資源ごみは無料	ない場所があるため、集積所にごみを集め、収集車1台につき収集人員一人体制で対応しております。
	配布)	また、戸別収集を実施するには、次のような課題があげられます。
		・道路の問題による収集の効率性や作業の安全性、収集人員の増員及び収集車の増車
		・複数人数により作業は安全性が確保できるものの、じん芥収集という作業の特殊性から、継続的な人員
		確保が難しい
		• 全地区一斉に実施しないと、収集地区間での収集能力の格差が生じる
		以上のことから、近隣自治体の対応状況を注視しつつ、現状の収集体制で対応していく方針であることを
		確認しました。
	ペデストリアンデッキに高校生が作った	現在、取手駅北土地区画整理事業におきまして、ペデストリアンデッキのリニューアル工事を行っていま
	ものを入れてほしい。	す。デッキの花壇には新たに時計塔の制作を東京藝術大学に依頼しております。この時計塔は、テーマを
		「共生の樹」として、取手の豊かな自然を感じるようなモチーフを、児童生徒や、「たいけん美じゅつ場く
4		IVA」を訪れた高校生等にも募集をかけて、時計塔が身近な存在として愛されるように市民参加型の制
		作プロジェクトとして進めているところです。
		今後につきましても、リニューアルしたペデストリアンデッキ上におきまして、様々な制約がある中で、
		市民参加型で何ができるか、関係部署間で検討している状況です。
	公園を草原化させない取り組みを行って	取手市の公園の草刈りについては、5月頃から11月頃の期間で、取手市シルバー人材センターを含む業
	ほしい。	者への委託と市の職員が直接行う草刈りで対応しており、回数は基本的に年3回実施しております。
_		公園を順次草刈りするなかで、梅雨や台風などの天候不良によって草刈りスケジュールがスムーズにいか
5		ない時などは、一時的に草が繁茂してしまう公園もございます。
		委託している業者とも草刈時期を調整しながら実施しておりますが、今後も過去の経験や、近隣にお住ま
		いの方々からの意見も参考にしながら、対応していく方針であることを確認しました。
	農業問題では担い手不足が大きな課題。	農業機械の買い換えについては農業者にとって大きな問題であり、それを契機に離農するといった農家の
6	その要因は多々あるが、一番困っている	方の声も聞かれます。現在、取手市では農業機械に関する買い換え補助といった制度はございません。
	のは農機具購入。以前と比べても、中古	しかし一方で一般財団法人取手市農業公社において、水稲苗の販売や稲の刈り取り、乾燥調整、もみすり
	でも新車並みの価格でやっていけない。	などの作業受託による支援を行っています。
	生産能力の底上げを考えてほしい。	

	T	
	サポステ(地域若者サポートステーショ	サポステは、厚生労働省委託事業により、NPO法人、一般社団法人、株式会社等が運営する若者向け
	ン)を設置して、若者の就労支援をサポ	(学校を卒業・中退後または離職後、仕事に就いていない無業の状態にある 15 歳から 39 歳までの若
	ートしてほしい。	者、サポステプラスとして 40 歳代も利用可)の就労を支援する事業です。茨城県内では、県南(つくば
		市)、県央・県北(水戸市)、県西エリア(筑西市)に拠点をおいて展開しています。
		現在、市としましては、「いばらき県南サポステ」と連携し、月1回の出張相談や広報周知活動を行って
7		おります。また、取手駅前に常設している取手市地域職業相談室(ふるさとハローワーク)において、若
'		者をはじめとした求職相談・職業紹介を龍ケ崎ハローワークと連携して実施しております。
		ご要望をいただいた市内へのサポステの設置については、あくまでも民間団体の運営によるものであるた
		め、市の裁量はありませんが、利用者からのご要望としてお伝えしますとの報告が執行機関からありまし
		た。
		取手市としては、引き続き、若者の就労支援の充実が図れるよう、関係機関と連携を強化し、取り組みが
		進められるよう努めている状況です。
	コミバスの運行だが、例えばグリスポの	コミュニティバスのアルートのうち、西部ルートは全便がグリーンスポーツセンターを経由していますの
	近くを通るのに寄らないルートがいくつ	で、ご指摘のルートは、ゆめみ野エリアを通っている北部ルート、または野々井エリアを通っている中央
	かあり、もったいない。	循環西ルートだと考えられますが、いずれもグリーンスポーツセンターまで延伸するダイヤの余裕がな
8		く、延伸のためにはその分だけルートの一部を廃止しなければならない状況となっています。今後のルー
		トダイヤ改正の中で、グリーンスポーツセンターへのアクセス改善は検討していきたいと考えている旨、
		執行機関に確認しました。